

妙高市「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)実施要領

1 目的

建設産業においては、週休2日(4週8休相当)^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日(4週8休相当)を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日(4週8休相当)とは、対象期間(年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く)の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

令和6年4月1日以降に公告を行う工事に適用する。

当初設計額が130万円を超える工事で受注者が希望したものを対象とする。

ただし、発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は除外する。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や災害復旧、社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

(2) 土木等工事^{※2}は現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に試行対象工事とすることができる。

(3) 営繕工事は現場作業が概ね4週間未満の工事

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に試行対象工事とすることができる。

※2 土木等工事とは、営繕工事以外の工事をいう。

3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

(1) 工事現場について

ア 原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※3}の現場閉所を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

イ 地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日(4週8休相当以上)を確保するものとする。

※3 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

4 試行の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者は、「週休2日取得モデル工事」の経費補正をし、予定価格を算出する。

イ 発注者は、設計書に『妙高市「週休2日取得モデル工事」【土木等工事】特記仕様書』（別紙1）又は『妙高市「週休2日取得モデル工事」【営繕工事】特記仕様書』（別紙2）を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を希望しない場合は、本要領によらず施工するものとし、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて減額変更する。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表※4（任意様式）を監督員へ提出する。工事現場及び技術者ともに4週8休相当以上の計画とする。

※4 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう、留意すること。

イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

≪【工事現場】の確認方法≫

現場閉所※5 実施日数 (b) \geq 実施対象期間 (a)※6 から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 (a) \times 6 ~ 8 / 28)

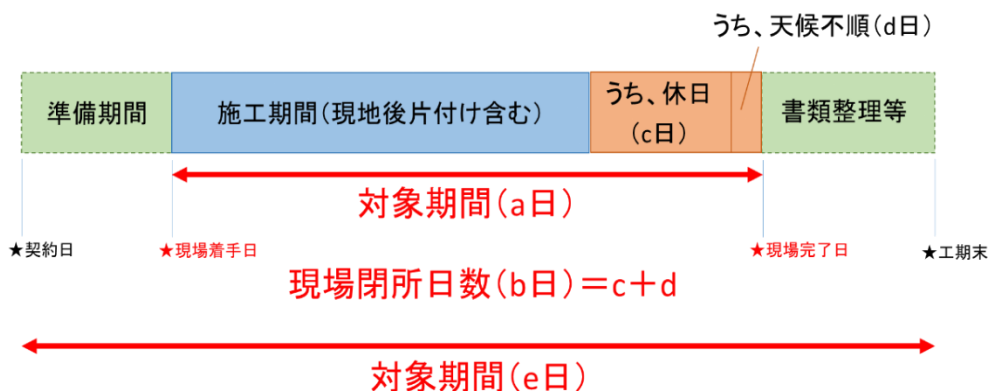
- ※5 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ※6 実施対象期間(a)とは、現場着手日※7から現場完了日※8のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等※9を除いた期間をいう。
- ※7 現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- ※8 現場完了日とは、工事施工範囲内ですべての作業が完了した日をいう。
- ※9 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、以下の期間が含まれる。
- ・工場製作のみの期間
 - ・工事事務等による不稼働期間
 - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

《【技術者】の確認方法》

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間(e)※10から算出される対象者休日日数
 (= 実施対象期間(e) \times 8 / 28)

- ※10 実施対象期間(e)とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(4) 積算方法

【土木等工事】

発注者は、「4週8休相当以上の休日確保を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、以下の表に基づき、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数※11を乗じる。なお、現場閉所が4週8休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

※11 水道施設工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとする。

【営繕工事】

「週休2日取得モデル工事」において、以下の表に基づき労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知の「4週8休以上」を準用する）。なお、現場閉所が4週8休未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休以上
労務費	1.05

(5) 工事成績評定の加点方法

【土木等工事】

- ア 発注者は受注者が、週休2日（4週8休相当）を取得した場合、工事成績評定において加点評価するものとし、取得できない場合であっても、減点評価は行わない。
- イ 工事現場が週休2日（4週8休相当以上）の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できない場合は減点しない。
- ウ 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日（4週8休相当以上）を達成した場合、対象項目のみを加点評価する。

エ 技術者及び工事現場ともに週休2日(4週8休相当以上)を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方を加点評価する。

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日(4週8休相当)を達成	工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成	
+3点(×0.4=+1.2点)	+5点(×0.2=+1.0点)	+2.2点

【営繕工事】

発注者は受注者が、週休2日(4週8休)を取得した場合、工事成績評定において加点評価するものとし、取得できない場合であっても、減点評価は行わない。

社会性
工事現場が週休2日(4週8休)を達成
+5点(×0.2=+1.0点)

(別紙3(工事成績評定 記載例)を参照)